

幼稚園型一時預かり保育のご案内

一号認定こどもに対して、保護者のパート勤務、病気、ケガ、災害などで、子どもの保育が一時的に困難な場合に幼稚園型一時預かり保育を行っています。

※利用できる方

①非定型的保育サービス

パート勤務などのため継続的に家庭での保育ができない方。

②緊急保育サービス

病気やケガで保護者が入院したり、災害・事故・看護などのために、緊急にまた一時的に保育が必要な方。

※実施施設

きらりこども園	金剛2丁目13-16	TEL:366-3707
山本こども園	山本中353-2	TEL:360-7000
池尻ななこども園	池尻中1丁目35-41	TEL:290-7731

※幼稚園型一時預かり保育時間

- ①一日保育 ・ 午前9時00分～午後5時00分(長期休み・土曜日)
- ②半日保育 ・ 午後1時00分～午後5時00分(午後3時までを休息時間とします。)
- ③預かり保育 ・ 午前7時00分～午前9時00分及び午後5時00分～午後7時00分まで

※利用料

その年度の 4月1日 現在の年齢	①1日利用 (4時間以上8時間以下)	②半日保育 (4時間未満)	預かり保育
	満3歳児以上	満3歳児以上	
一号認定	900円	450円 (午後3時までは無料)	1日あたり 200円

※利用料の支払いについて

上記の利用金額をお迎えの際に、直接、事務所までお支払い下さい。領収書を発行致します。

【基本保育料の償還制度】

市の新2号認定を申請され認定された場合は、施設等利用給付について償還払いが実施されます。

※利用手続き

各園に用意しています所定の申請書に必要事項を記入のうえ、利用開始日の1週間前までに申し込んでください。緊急の場合は前日までに、申し込んでください。申請理由を証明する勤務先届、診断書などを添付してください。

利用人数に制限がありますので、一時お待ちいただく場合や利用できない場合がありますので、ご了承ください。